

○神戸町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成27年 3月25日

教委告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園に就園する幼児に係る入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）を当該幼稚園の設置者（以下「設置者」という。）が減免する場合に、神戸町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象及び補助金額)

第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する3歳児、4歳児及び5歳児（当該年度の4月1日現在の満年齢をいう。）のうち神戸町に住所を有する者の保護者に対し、保育料等を減免する場合に別表に定める範囲内において補助を行うものとする。

2 世帯の階層区分に係る課税額の算定については、園児と同一世帯に属して生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者の町民税所得割課税額の合計額とする。ただし、単身赴任等で実際には居住が別の場合でも扶養にとるなど経済的に同一性があると思われる場合には、同一世帯として取り扱う。

(交付申請)

第3条 補助を受けようとする設置者は、私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書（様式第1号）を次の各号に掲げる書類を添えて指定する期日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号の1、様式第2号の2）
- (2) 保育料等減免措置に関する調書（様式第3号。以下「調書」という。）
- (3) 園則及び入園要項等

2 前項第2号の調書には、町長が必要でないとする場合を除き、減免を実施した保護者の世帯に係る町民税の課税（非課税）証明書又は町民税の納税通知書の写しを添付するものとする。ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所長の証明をもってこれに代えることができるものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により交付申請書が申請期限後に提出され、かつ、補助対象に該当すると認められるときは、当該申請を受け付けるものとする。この場合において、補助金の交付の対象は、交付申請書が提出された日の属する月の翌月からの保育料等に限るものとする。

(交付決定)

第4条 町長は、前条の交付申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査等により補助金の交付の適否を決定し、補助金交付決定通知書(様式第4号)により当該申請をした設置者に通知するものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた設置者は、私立幼稚園就園奨励費補助金に係る減免措置の方法に関する報告書(様式第5号)を速やかに町長に報告するものとする。

(請求)

第5条 設置者は、前条の報告にあわせ、私立幼稚園就園奨励費補助金請求書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(実績報告)

第6条 補助金の交付を受けた設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は補助金交付決定通知のあった年度の3月20日のいずれか早い日までに私立幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書(様式第7号の1、様式第7号の2)を町長に提出するものとする。

(証拠書類の整備)

第7条 補助金の交付を受けた設置者は、保育料等の減免をしたことを明らかにした証拠書類として、保育料等の減免について(様式第8号)を備えておかなければならない。

2 町長は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前項の書類の提出を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

区分		補助対象経費	補助限度額（年額）			
			従来条件		新条件	
			第1子又は兄弟が幼稚園に同時就園している場合		小学校1～3年生に兄弟がいる場合	
		多子区分	補助限度額 （1人年額）	多子区分	補助限度額 （1人年額）	
I	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、保育料の合計額	第1子	308,000円	第2子	308,000円
			第2子	308,000円	第3子以降	308,000円
			第3子以降	308,000円		
II	当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯	合計額	第1子	190,400円	第2子	203,000円
			第2子	203,000円	第3子以降	308,000円
	第3子以降		308,000円			
III	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	合計額	第1子	80,600円	第2子	147,700円
			第2子	147,700円	第3子以降	308,000円
			第3子以降	308,000円		
IV	当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	合計額	第1子	43,500円	第2子	129,500円
			第2子	129,500円	第3子以降	308,000円
			第3子以降	308,000円		
上記区分以外の世帯		合計額	第2子	107,800円	第2子	107,800円

	第3子以降	308,000円	第3子以降	308,000円
--	-------	----------	-------	----------

注1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は所得割課税額を合算する。

2 年度の中途に入園し、又は退園した場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

上記の単価×(保育料の支払い月数+3)÷15(百円未満を四捨五入)

3 実際の支払額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

4 町民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

5 従来条件の第1子とは、1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者をいい、第2子とは、同一世帯から2人以上就園している次年長者をいい、第3子以降とは、同一世帯から3人以上就園している場合の上記以外の園児をいう。

6 新条件の第2子とは、小学校1～3年生の兄弟を1人有しており、就園している場合の最年長者をいい、第3子以降とは、小学校1～3年生の兄弟を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の上記以外の園児及び小学校1～3年生の兄弟を2人以上有している園児をいう。

様式第1号（第3条関係）

第 号
年 月 日

神戸町長 様

申請者 住 所 _____

幼稚園名 _____

設置者名 _____ 印

年度私立幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

年度私立幼稚園就園奨励費補助金を、下記のとおり交付されるよう神戸町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱第3条の規定により関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額	円
----------	---

年度私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書(従来条件)

区分	保育料等減免措置階層区分	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)				同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者(第2子)				同一世帯から3人以上就園している場合の左以外の園児(第3子以降)				D=C+C'+C' 補助金申請額 円	
		減免額	A	B	C	減免額	A'	B'	C'	減免額	A''	B''	C''		
		円	円	人員	円	円	円	人員	円	円	円	人員	円		
私	3 歳児	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000				308,000				308,000				
		当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割が非課税となる世帯	190,400				203,000				308,000				
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	80,600				147,700				308,000				
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,100円以下の世帯	43,500				129,500				308,000				
		上記区分以外の世帯					107,800				308,000				
	計														
立	4 歳児	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000				308,000				308,000				
		当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割が非課税となる世帯	190,400				203,000				308,000				
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	80,600				147,700				308,000				
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,100円以下の世帯	43,500				129,500				308,000				
		上記区分以外の世帯					107,800				308,000				
	計														
幼	5 歳児	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000				308,000				308,000				
		当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割が非課税となる世帯	190,400				203,000				308,000				
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	80,600				147,700				308,000				
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,100円以下の世帯	43,500				129,500				308,000				
		上記区分以外の世帯					107,800				308,000				
	計														
園	計	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000				308,000				308,000				
		当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割が非課税となる世帯	190,400				203,000				308,000				
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	80,600				147,700				308,000				
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,100円以下の世帯	43,500				129,500				308,000				
		上記区分以外の世帯					107,800				308,000				
	計														
合 計															

区分	保育料等減免措置階層区分	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)				小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有している園児(第3子以降)				D=C+C' 補助金申請額 円
		減免額 円	A 補助対象経費 円	B 人員 人	C A×B 円	減免額 円	A' 補助対象経費 円	B' 人員 人	C' A'×B' 円	
私立幼稚園	3歳児	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円			円				
		当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割が非課税となる世帯	308,000			308,000				
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	203,000			308,000				
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	147,700			308,000				
		上記区分以外の世帯	129,500			308,000				
		計	107,800			308,000				
	4歳児	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円			円				
		当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割が非課税となる世帯	308,000			308,000				
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	203,000			308,000				
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	147,700			308,000				
		上記区分以外の世帯	129,500			308,000				
		計	107,800			308,000				
5歳児	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円			円					
	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割が非課税となる世帯	308,000			308,000					
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	203,000			308,000					
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	147,700			308,000					
	上記区分以外の世帯	129,500			308,000					
	計	107,800			308,000					
園計	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円			円					
	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割が非課税となる世帯	308,000			308,000					
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	203,000			308,000					
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	147,700			308,000					
	上記区分以外の世帯	129,500			308,000					
	計	107,800			308,000					
合計										

様式第3号（第3条関係）

保育料等減免措置に関する調書

					年 月 日作成	
在園園児の氏名・生年月日 フリガナ (年 月 日生)		性別	年齢別 3歳児組 4歳児組 5歳児組	在園幼稚園名		
住所 〒 -		保護者氏名		同時在園幼児 有 ・ 無		電話番号
年1月1日時点で現住所に居住していなかった方又は保護者が単身赴任等の場合はその住所 〒 -						
園児の属する世帯の状況 園児と生計を共にする者について記入してください。 園児と生計を共にする者とは、園児の父母のほか次のような者を含みます。 (1) 家計を主に維持している者 (2) 園児を町民税の算定上扶養控除の対象としている者 (3) 園児を健康保険等において扶養家族としている者						
フリガナ 氏 名		生年月日 (満年齢)	性別	続柄	小学校名学年、幼稚園名、保育園名	年度町民税課税額 均等割額 所得割額
		明・大・昭・平 年 月 日生 (満 歳)				※ ※
		明・大・昭・平 年 月 日生 (満 歳)				※ ※
		明・大・昭・平 年 月 日生 (満 歳)				※ ※
		明・大・昭・平 年 月 日生 (満 歳)				※ ※
		明・大・昭・平 年 月 日生 (満 歳)				※ ※
		明・大・昭・平 年 月 日生 (満 歳)				※ ※
「保育料等減免措置に関する調書」における所得階層区分の決定のため、住民基本台帳及び個人町民税課税状況を調査されることを承諾します。 年 月 日 住 所 保護者氏名 ㊞ 神戸町長 様						
上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。 年 月 日 神戸町長 様 幼稚園名 設置者名 ㊞						

注) 太枠内のみ記入してください。※印は記入しないでください。

年度私立幼稚園就園奨励費補助金(変更)交付決定通知書

(幼稚園名)

年 月 日付け 神教第 号で申請のあった 年度私立幼稚園就園奨励費補助金については、神戸町長が次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

年 月 日

安八郡神戸町長

㊤

1. 補助金の交付の対象となる事業は、年 月 日付 第 号で申請のあった「私立幼稚園就園奨励事業」とし、その内容は申請書記載の「事業計画書」のとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。
ただし、補助事業の内容の変更により補助対象経費が変更された場合における補助金の額については、別に通知するものとする。

補助対象経費	補助金の額
円	円

3. 補助事業者は、神戸町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（以下「交付要綱」）に従わなければならない。
4. 補助条件は、前3項に定めるもののほか、次のとおりとする。
 - (1) 補助金の交付を受けた後に事業の内容を変更するときは、あらかじめ神戸町長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、神戸町長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業は、当該年度の3月31日までに完了しなければならない。
補助事業が期限内に完了しないことが判明した場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに神戸町長に報告し、指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業の完了（廃止の承認を受けたときを含む。）後15日以内又は当該年度の3月20日のいずれか早い時期までに交付要綱様式第7号の1及び様式第7号の2による実績報告を作成し、神戸町長に提出しなければならない。
 - (5) 補助金の交付を受けた設置者は、補助金の収支を明らかにするため、証拠書類を作成しておかななければならない。
なお、証拠書類は、補助事業の完了した日又は廃止した日の属する年度の翌年度から5年間これを保管しなければならない。

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

神戸町長様

申請者 住 所 _____

幼稚園名 _____

設置者名 _____ (印)

私立幼稚園就園奨励費補助金に係る減免措置の方法に関する報告書

年 月 日付け 神教第 号により 年度私立幼稚園就園奨励費補助金の交付決定を受けたので、神戸町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱事業第4条の規定に基づき、保育料等減免措置の方法を下記のとおり報告します。

記

※備考：減免措置の具体的な方法を記入すること。

様式第6号（第5条関係）

私立幼稚園就園奨励費補助金請求書

年 月 日付け 神教第 号により交付決定を受けた私立幼稚園就園
奨励費補助金について、次のとおり請求します。

請求金額 _____ 円

年 月 日

神戸町長様

申請者

住 所 _____

幼稚園名 _____

設置者名 _____ ⑩

口座振込先 金融機関名	銀 行 金 庫 農業協同組合	本 店 支 店 支 所
口座種別	普通 ・ 当座	口座番号
フリガナ		
口座名義人		

標記について、関係書類をそえて下記のとおり実績報告をします。

区分	保育料等減免措置階層区分	1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者(第1子)				同一世帯から2人以上就園している場合の次 年長者(第2子)				同一世帯から3人以上就園している場合の左 以外の園児(第3子以降)				D C+C'+C'' 補助金申請額	交付申請額	
		減免額 A	補助対象経費 B	人員 C	A×B	減免額 A'	補助対象経費 B'	人員 C'	A'×B'	減免額 A''	補助対象経費 B''	人員 C''	A''×B''			
私	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円				円				円						
	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割が非課税となる世帯	308,000				308,000				308,000						
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	190,400				203,000				308,000						
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,100円以下の世帯	80,600				147,700				308,000						
	上記区分以外の世帯	43,500				129,500				308,000						
	計					107,800				308,000						
	立	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円				円				円					
		当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割が非課税となる世帯	308,000				308,000				308,000					
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	190,400				203,000				308,000					
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,100円以下の世帯	80,600				147,700				308,000					
上記区分以外の世帯		43,500				129,500				308,000						
計						107,800				308,000						
幼		生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円				円				円					
		当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割が非課税となる世帯	308,000				308,000				308,000					
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	190,400				203,000				308,000					
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,100円以下の世帯	80,600				147,700				308,000					
	上記区分以外の世帯	43,500				129,500				308,000						
	計					107,800				308,000						
	園	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	円				円				円					
		当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割が非課税となる世帯	308,000				308,000				308,000					
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	190,400				203,000				308,000					
		当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,100円以下の世帯	80,600				147,700				308,000					
上記区分以外の世帯		43,500				129,500				308,000						
計						107,800				308,000						
合																

標記について、関係書類をそえて下記のとおり実績報告をします。

区分	保育料等減免措置階層区分	小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、就園している場合の最年長者(第2子)				小学校1～3年生の兄・姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1～3年生に兄・姉を2人以上有している園児(第3子以降)				D C+C'+C'' 補助金申請額	交付申請額
		減免額 円	A 補助対象経費 円	B 人員 人	C A×B 円	減免額 円	A' 補助対象経費 円	B' 人員 人	C' A'×B' 円		
私 立 幼 稚 園	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000				308,000					
	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割が非課税となる世帯	203,000				308,000					
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	147,700				308,000					
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	129,500				308,000					
	上記区分以外の世帯	107,800				308,000					
	計										
	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000				308,000					
	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割が非課税となる世帯	203,000				308,000					
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	147,700				308,000					
	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	129,500				308,000					
上記区分以外の世帯	107,800				308,000						
計											
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000				308,000						
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割が非課税となる世帯	203,000				308,000						
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	147,700				308,000						
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	129,500				308,000						
上記区分以外の世帯	107,800				308,000						
計											
生活保護法の規定による保護を受けている世帯	308,000				308,000						
当該年度に納付すべき市町村民税が非課税又は所得割が非課税となる世帯	203,000				308,000						
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯	147,700				308,000						
当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が211,200円以下の世帯	129,500				308,000						
上記区分以外の世帯	107,800				308,000						
計											
合 計											

様式第8号（第7条関係）

保育料（授業料）等の減免について

住 所 神戸町大字 番地

保護者氏名 ㊟

園児（氏名）_____に係る 年度保育料（授業料）等について、
神戸町私立幼稚園就園奨励費補助金により _____ 円の減免を受けた
ことを確認します。

年 月 日

幼稚園長 様

様式第1号（第3条関係）

様式第2号の1（第3条関係）

様式第2号の2（第3条関係）

様式第3号（第3条関係）

様式第4号（第4条関係）

様式第5号（第4条関係）

様式第6号（第5条関係）

様式第7号の1（第6条関係）

様式第7号の2（第6条関係）

様式第8号（第7条関係）